

児童手当給付事業

事業全体の内容

【事業の目的】

「こども未来戦略」（令和5年12月22日閣議決定）に基づき、ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化策の一貫として、次代を担う全てのこどもの育ちを支える基礎的な経済支援として児童手当の抜本的拡充を行う。

【概要】

1 事業年度	令和6年度
2 事業費	177,000千円
3 事業内容	
(1) 給付費	172,900千円
(2) 事務費	4,100千円
4 財源内訳	
国（児童手当交付金）	166,925千円
国（子ども・子育て支援事業費補助金）	2,656千円
県（児童手当負担金）	2,989千円
市（一般財源）	4,430千円

【予算額】

1 現計予算額	給付費	744,450千円
	事務費	12,938千円
2 9月補正予算額	給付費	172,900千円
	事務費	4,100千円
3 補正後の予算額	給付費	917,350千円
	事務費	17,038千円

事業のイメージ

主な変更点

- ・支給対象を「中学生」から「高校生年代」までに拡充
- ・所得制限の撤廃
- ・第3子以降の手当額を増額
- ・支給回数を年6回に変更

	令和6年9月分まで	令和6年10月分以降
支給対象	中学校修了まで	高校生の年代まで
所得制限	あり 所得限度額：960万円未満 ※年収1,200万円以上の者は支給対象外	なし
手当月額	<ul style="list-style-type: none"> ・3歳未満 一律：15,000円 ・3歳～小学校修了まで 第1・2子：10,000円 第3子以降：15,000円 ・中学生 一律：10,000円 ・所得制限以上 一律：5,000円 ※当分間、特例給付 	<ul style="list-style-type: none"> ・3歳未満 第1・2子：15,000円 第3子以降：30,000円 ・3歳～高校生年代 第1・2子：10,000円 第3子以降：30,000円
支払期月	3回（2月、6月、10月）	6回（偶数月）

拡充後の初回支給を令和6年12月とする。